

IFRS 強制適用問題の種間托卵化

杉 本 徳 栄
関西学院大学

要 旨

金融庁・企業会計審議会の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において、世界最大の資本市場国であるアメリカにおいて、IFRS がアメリカの発行体に強制適用されるか否かが、日本における将来的な IFRS の強制適用の重要な判断材料であると指摘された。このアメリカに託された重要な判断材料は、国際情勢等を踏まえて、今後とも会計基準の国際的な調和化に向けた努力を継続し、アメリカや EU に後れを取ることがないように対応するとした、その後の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」でも貫かれていることを確認できる。

とかくアメリカにおける IFRS 適用のあり方が重要な判断材料とされる構図は、生物学上の托卵の現象として捉えることができる。

そこで、これまでのアメリカにおける IFRS 強制適用の是非の判断に向けた証券取引委員会（SEC）の規制措置や見解などを、SEC コミッショナーと SEC スタッフに峻別して体系的に整理し、検討を加えた。これにより、SEC コミッショナーと SEC スタッフの姿勢や政策決定メカニズムの特徴が明らかとなる。

また、IFRS 強制適用の是非の判断材料に資する SEC スタッフによる一連の作業計画と、それに対応する金融庁・企業会計審議会の「今後の議論・検討の進め方（案）」に列举された 11 項目の一部の項目にかかわる検討結果などから、日本における IFRS 強制適用の是非の判断にもたらす影響についても検討を行なった。日本による IFRS 強制適用問題の托卵化が抱える課題が明らかとなる。

はじめに

生物学上の現象とそれを具現した専門用語のひとつに「托卵」がある。この托卵は、一般には次のような意義をもつ。

たくらん【托卵】

「ある鳥が他種の鳥の巣に産卵し、その鳥に抱卵・育雛させること。多くの場合、仮親の卵より早く孵化し、仮親の卵を巣外に排除する。日本ではカッコウ科のカッコウ・ホトトギス・ジュウイチ・ツツドリの4種がこの習性を持ち、ウグイス・モズ・ホオジロ・オオルリなどの巣に産卵する」(『広辞苑〔第6版〕』岩波書店、2009年、1718頁)。

本稿では、金融庁・企業会計審議会などの関連資料などから、日本における国際財務報告基準(IFRS)強制適用の是非の判断の問題をアメリカへの托卵化と捉え、これまでのアメリカにおけるIFRS強制適用の是非の判断に向けた証券取引委員会(SEC)コミッショナー(委員)とSECスタッフの取組みや見解を相対的かつ体系的に整理し、検討する。その結果、SECコミッショナーとSECスタッフの姿勢や政策決定メカニズムの特徴を示すとともに、SEC委員長の規制措置(Regulatory Action)に対する一貫した姿勢や考えを明らかにする。それを踏まえて、日本におけるIFRS強制適用の是非の判断にもたらす影響などについても検討を行なう。

I 「中間報告」にみるIFRS強制適用の判断と金融庁の対応

1. 「中間報告」のIFRS強制適用の判断

日本におけるIFRS導入問題の議論については、金融庁・企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(2009年6月30日)(金融庁・企業会計審議会[2009])(以下、「中間報告」という)が果たしてきた役割は大きい。IFRSの任意適用と強制適用のいずれを問わず、この中間報告の文章はきわめて優れている。

この中間報告は、SECのいわゆるロードマップ案(規則案「アメリカの発行体がIFRSに準拠して作成した財務諸表の使用可能性についてのロードマップ案」(2008年11月14日)(SEC[2008b]))をもとに作成したことは明らかである。そう考えると、日本のIFRS強制適用の是非の判断のあり方については、アメリカ(具体的にはSEC)によるIFRS強制適用の是非の判断に事実上委ねていると解するのは妥当なことなのかもしれない。

IFRS強制適用の判断の要素として、中間報告は、①IFRS適用に向けた諸課題の達成状況の確認、②任意適用期間におけるIFRSの適用状況(いわゆる「プロ向け市場」におけるIFRSの適用状況等)の確認、③ヨーロッパ連合(EU)やその他諸国のIFRSの適用状況に加えて、④世界最大の資本市場国であるアメリカにおいて、IFRSがアメリカ企業(発行体)に強制適用されるか否かを明示した。また、IFRS強制適用の判断の時期を検討するにあたっては、「作成者・監査人等の大勢整備に必要な期間、任意適用の適用状況の見極めに必要な期間、欧米等の国際的な動向の見極めに必要な時間等を考慮する必要がある」(金融庁・企業会計審議会[2009], p. 14)とした。

「IFRSの強制適用の判断の時期について

は、とりあえず 2012 年を目途とする」(金融庁・企業会計審議会 [2009], p. 15) として、ことに中間報告の本意を窺い知ることができるが、この目標期日が確固たるものかという問いに対しては、金融庁の栗田照久企業開示課長は、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議(2011 年 12 月 22 日)において必ずしも 2012 年にこだわらないとした⁽¹⁾。中間報告を丁寧に読めば、この姿勢も中間報告から連綿と受け継がれているとも解される。

2. 「中間報告」公表後の金融庁の対応

とはいえ、中間報告公表後の金融庁による IFRS 導入に向けた対応や取組みをみると、中間報告で提示された IFRS 適用に向けた諸課題の達成状況の確認作業などが必ずしも行なわれていない。中間報告の公表以降、金融庁が採ってきた IFRS に関わる規制などは、まさに IFRS 導入に向けた対応であった。金融庁による IFRS 導入の姿勢は、中間報告以降の次の一連の規制動向から明らかである。

- ①アメリカ会計基準の 2016 年 3 月期での使用禁止(2009 年 12 月 11 日)
- ②所定の要件を満たす企業に対して、IFRS 任意適用を容認する連結財務諸表規則等の改正と金融庁告示の制定(2009 年 12 月 11 日)
- ③「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」の公表(2009 年 12 月 18 日)
- ④「EDINET 概要書等の一部改正について(国際会計基準の適用関係)」の公表(2010 年 4 月 12 日)
- ⑤「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例の公表について」の公表(2010 年 4 月 14 日)
- ⑥「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」の公表(2010 年 4 月 23 日)

⑦「IFRS(国際会計基準)の任意適用及び初度適用について」の公表(2010 年 6 月 17 日)

⑧IFRS 任意適用会社の範囲の拡大(2010 年 9 月 30 日)

金融庁によるこれらの IFRS 導入に向けた対応の本質は、IFRS 任意適用向けの対応策であり、また IFRS 強制適用向けの対応策である。2010 年 3 月期からの IFRS 任意適用の開始以降、規制当局は中間報告でその必要性を説いたはずの IFRS 適用に向けた諸課題の達成状況の確認や任意適用期間における IFRS の適用状況の検証、さらには EU やその他諸国の IFRS の適用状況の確認などに充てられるべきであったにもかかわらず、事実上、それらを軽視もしくは無視し、IFRS 導入に向けた対応に取り組んできたのである。本来は、IFRS 適用に向けた諸課題の達成状況の確認や任意適用状況の検証などに充てられるべき時間であったはずの「失われた 2 年」の重みと痛みは大きい(杉本 [2012], 79 頁)。

このように IFRS 強制適用の是非の判断に向けた諸課題の確認や適用状況の検証に対して、いわば機能不全に陥ったかにもみえる最大の理由は、アメリカによる IFRS 強制適用の是非の結果を重要な判断材料として委ねてきたからである。対米追随や対米協調に日本の運命を委ね過ぎているとも解される。このような日本(ないし金融庁)の姿勢や対応は、まさに生物学上の「托卵」(ある鳥が他種の鳥の巣に産卵し、その鳥に抱卵・育雛させること)の現象に等しい⁽²⁾。

II SECによるアメリカの発行体への IFRS 適用の規制措置

日本における IFRS 強制適用問題をアメリ

かに托卵したと捉えることが正しいとした場合、果たしてアメリカにおける IFRS 強制適用問題はどのような展開をみせ、またどのように決定づけられているかが最大の関心事となる。SEC コミッショナーはもとより、SEC スタッフによる対応を綿密に検討するのに先立ち、まずは監督規制当局である SEC によるアメリカ発行体への IFRS 適用の規制措置を整理しておこう。

SEC によるアメリカ発行体への IFRS 適用の規制措置（規則案と最終規則）は、基本的にはコンセプト・リリース「アメリカの発行体に対する IFRS 準拠財務諸表の作成容認」（2007 年 8 月 7 日）（SEC [2007b]）に求められる。外国民間発行体に対して IFRS 適用を容認する規則案（SEC [2007a]）の公表に加えて、このコンセプト・リリースは、アメリカの発行体にも IFRS 適用の選択権を付与し、アメリカ内でのすべての発行体が U.S. GAAP または IFRS で報告できる制度設計の整備について意見聴取すべく公表されたものである（杉本 [2009] 第 12 章参照）。

コンセプト・リリースの規制の流れを汲むのが、規則案「アメリカの発行体が IFRS に準拠して作成した財務諸表の使用可能性についてのロードマップ案」（SEC [2008b]）である。このロードマップ案の公表を起点とした、SEC コミッショナーと SEC スタッフを峻別したうえで、SEC によるアメリカ発行体への IFRS 規制措置等の動向をまとめると図 1 のようになる。

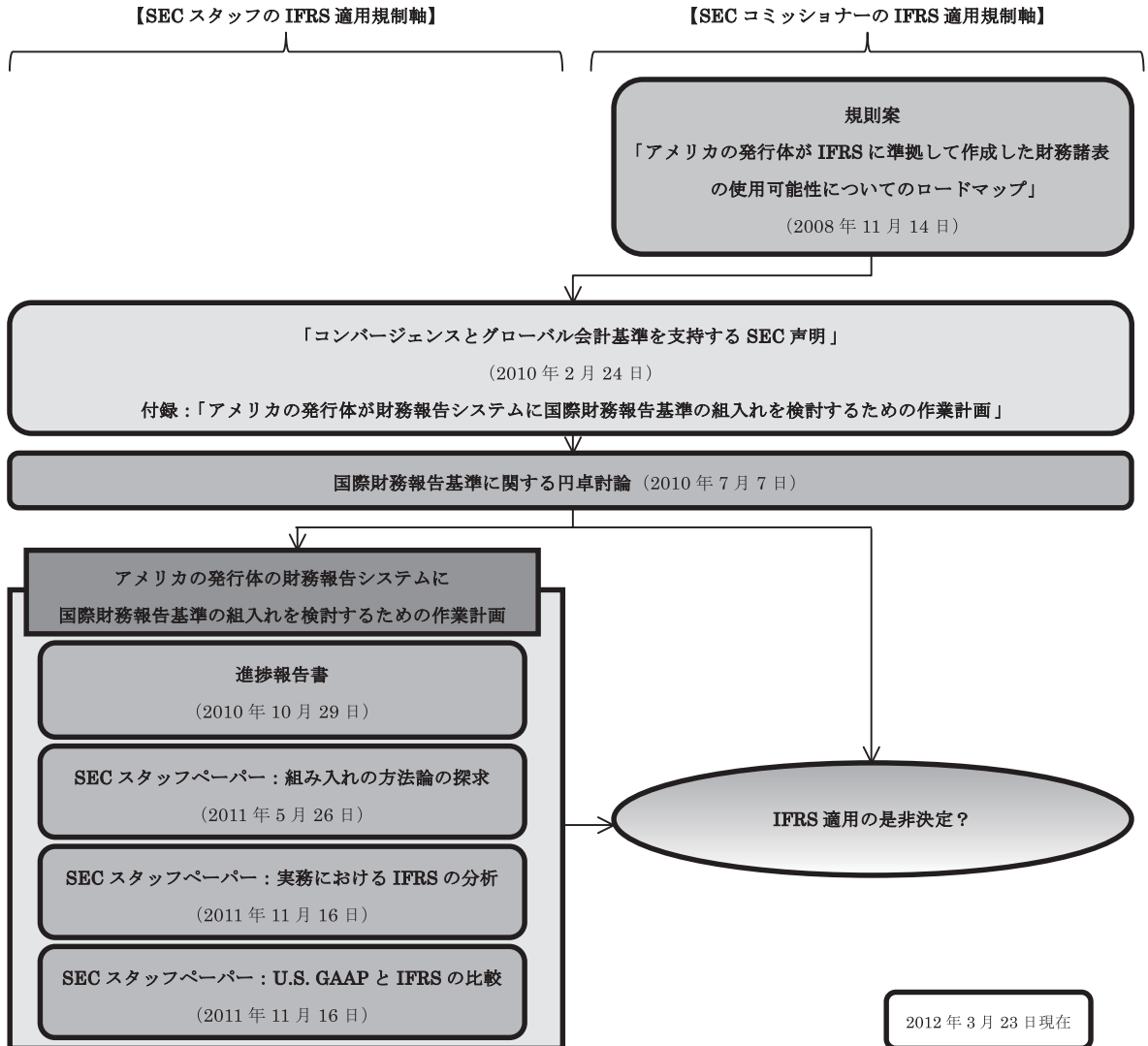
ロードマップ案には、アメリカの発行体に対する IFRS 使用義務付け（強制適用）までに対応すべき課題と、アメリカの発行体に対する IFRS 使用義務付けに向けた移行計画の課題からなる 7 つの重要な課題（マイルストーン）が掲げられている。規則案による規

制措置の公表以降今日（統一論題報告日の 2012 年 3 月 24 日）まで、SEC コミッショナーはアメリカ発行体への IFRS 適用の規制措置、つまり最終規則化を行なっていない。SEC コミッショナーがアメリカの発行体に対する IFRS 適用の最終規則化の是非の判断を行ないうる材料（作業計画の最終報告書）の作成を SEC スタッフに託したのである。2010 年 2 月 24 日のいわゆる SEC 声明（「コンバージェンスとグローバル会計基準を支持する SEC 声明」とその付録（「アメリカの発行体が財務報告システムに IFRS の組入れを検討するための作業計画」）（SEC [2010]）こそが、それを託す拠り所となるものである。

とくに留意すべきは、SEC 声明とその付録のタイトルが示すように、アメリカの発行体に対する IFRS 適用の規制措置の本質が、IFRS 強制適用の判断の是非からアメリカの発行体の財務報告システムへの IFRS の組入れへと変わった事実である。アメリカの発行体への IFRS 適用問題に対する、SEC による新たな姿勢や規制措置の方向性が窺える。

シャピロ（Mary L. Schapiro）SEC 委員長の同席を得て、SEC スタッフは「IFRS に関する円卓討論」（2010 年 7 月 7 日）を開催し、投資家などの関係者から直接意見聴取した。また、先の作業計画にかかわる進捗報告書および財務報告システムへの IFRS 組入れの方法論、実務における IFRS の分析や U.S. GAAP と IFRS の比較などについて検討した一連の SEC スタッフペーパー（2010 年 10 月 29 日から 2011 年 11 月 16 日までの間の 4 つの SEC スタッフペーパーなど：SEC Office of the Chief Accountant and Division of Corporation Finance [2010],

【図 1】 SEC によるアメリカ発行体への IFRS 規制措置等の動向



SEC Division of Corporation Finance and Office of the Chief Accountant [2011], SEC Office of the Chief Accountant [2011a], SEC Office of the Chief Accountant [2011b]) も順次公表してきた。アメリカの発行体への IFRS 適用の規制措置に資する、SEC スタッフによる作業計画の最終報告書の取りまとめが待たれる。

Ⅲ SEC による IFRS 適用問題への対応

1. SEC スタッフによる IFRS 適用問題への対応

SEC の規制措置は、監督規制当局の立場を公式に具体化したものである。この規制措置に加えて、SEC コミッショナーや SEC スタッフによる議会証言やステートメント、さらにスピーチは、必ずしも監督規制当局の見

【表 1】 SEC スタッフが IFRS を論じたスピーチ等

(単位：該当回数／総回数) (2012 年 3 月 23 日現在)

SEC スタッフ	2009 年	2010 年		2011 年			2012 年 1 月 以降
				SEC スタッフペー パー (2011 年 5 月 26 日) 公表日まで	SEC スタッフペー パー (2011 年 11 月 16 日) 公表日まで	SEC スタッフペー パー (2011 年 11 月 16 日) 公表以降	
James L. Kroeker	1/1	1/1	2/2	0/0	1/1	1/1	0/0
Paul A. Beswick	0/1	2/2	1/1	0/0	0/0	1/1	0/0
Allison M. Patti	1/1	—	—	—	—	—	—
Andrew J. Donohue	0/9	1/10	—	—	—	—	—
Sagar S. Teotia	—	1/1	—	—	—	—	—
Nilima Shah	—	1/1	0/1	0/0	0/0	0/1	0/0
Meredith Cross	—	0/2	0/1	0/0	0/1	0/0	1/1
Jason K. Plourde	—	—	1/1	0/0	0/0	1/1	0/0

出所：SEC のウェブサイトにおける Speeches and Public Statements および SEC Congressional Testimony の内容をもとに作成。

解の表明ではなく、むしろ個人的見解の色彩を帯びるものの、その後の規制措置への影響を考えると当然のことながら看過し得ない。

そこで、まず SEC スタッフによるスピーチとステートメントを中心に、IFRS はもとより、IFRS 強制適用問題や財務報告システムへの IFRS 組入れ問題などをどれほど、またいかに論じているかを調査し、整理してみた。表 1 は、シャピロが SEC 委員長に就任した 2009 年 1 月 27 日⁽³⁾ 以降、主任会計士室 (Office of the Chief Accountant) を中心とした SEC スタッフによるスピーチとステートメントのなかで、IFRS について論じたものを時系列に集計したものである。

クローカー (James L. Kroeker) 主任会計士 (当時) による 2009 年から 2012 年 (2012 年 3 月 23 日現在) のスピーチ等のうち、2011 年までのすべてにおいて IFRS が論じられている⁽⁴⁾。いずれの年度のスピーチも、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の現行の SEC と公開企業会計監督委員会 (PCAOB) での規制展開にかかわるカンファ

レンスでのものであり、2011 年はさらに南カリフォルニア大学 (University of Southern California) でのカンファレンスによるものである。

クローカーに限らず、パッティ (Allison M. Patti) の 2009 年のスピーチ、ベスウィック (Paul A. Beswick) の 2010 年と 2011 年のスピーチ、シャー (Nilima Shah) の 2010 年のスピーチ、テオティア (Sagar S. Teotia) の 2010 年のスピーチおよびプルーデ (Jason K. Plourde) の 2011 年のスピーチは、いずれも各年度の AICPA カンファレンスにおけるものである。言い換えると、この AICPA カンファレンスにおける SEC スタッフのスピーチは、IFRS に関心が寄せられたものである。IFRS を論じた SEC スタッフによるすべてのスピーチ等がとてもわずかななかで、この AICPA カンファレンスに限って IFRS 強制適用問題ないし IFRS 組入れ問題などについての発言がみられ、しかも重要な発言内容が多いことは注目される⁽⁵⁾。

とくに 2011 年 12 月 5 日の AICPA カン

ファレンスでのスピーチ (Kroeker [2011]) は、アメリカにおける IFRS 強制適用問題ないし財務報告システムへの IFRS 組入れ問題の方向性について重要な役割を果たしている。このスピーチを通じて、SEC コミッショナーによる IFRS 強制適用ないし IFRS 組入れの是非の判断材料に資する、SEC スタッフによる作業計画の最終報告書の公表延期を正式に表明したのである。言うまでもなく、この最終報告書の公表延期の表明は、日本における IFRS 強制適用の是非の判断にも多大な影響を及ぼすものとなる。その延期の理由には、国際会計基準審議会 (IASB) と財務会計基準審議会 (FASB) の共同プロジェクトが 2011 年 6 月までに終了しなかったことや、2011 年に是非の判断を行なうという日程の遵守よりも、むしろ成果物の品質の向上を優先させたことがある。

2010 年 2 月 24 日の SEC 声明 (SEC [2010]) 以降、SEC スタッフが進めてきた作業計画は、アメリカの投資家や資本市場に最大限のベネフィットをもたらすものでなければならず、そのためにも強固な枠組みの確立が問われ、次のような基本とすべき 5 項目もあらためて示された。

- ①グローバルに統一した高品質の会計基準の継続的開発と使用に対して、アメリカがコミットメントすること
- ②アメリカの証券市場で適用される基準に対して、アメリカとしての権限を明確にすること
- ③国際基準設定プロセスにアメリカの意見を強く提供し浸透させること
- ④基準の変更に伴う経済的またはその他の影響に適切に対応すること
- ⑤各種規制、契約関係文書、アメリカ内の法律に関するコストと複雑性の最小化の

ために、アメリカの財務報告機能として U.S. GAAP は存続させること

2. SEC コミッショナーによる IFRS 適用問題への対応

表 2 は、コックス (Christopher Cox) SEC 前委員長とシャピロ委員長の SEC 委員長在任中 (シャピロ委員長は現職) の SEC コミッショナーのスピーチ、ステートメントおよび議会証言のなかで、IFRS について論じたものを時系列に集計したものである。

パネル A とパネル B が明確に示すように、コックス前委員長在任中に、委員長を含む SEC コミッショナーが IFRS についてより多く論じている。とくに、2007 年と 2008 年のスピーチや議会証言での IFRS 問題の取扱いが顕著である。まさに 2007 年 11 月 15 日の外国民間発行体に対する IFRS 適用の規制措置 (SEC [2008a]) や 2008 年 11 月 14 日のアメリカの発行体に対する IFRS 適用のロードマップ案 (SEC [2008b]) の規制措置にかかわるものであり、IFRS への規制措置の姿勢が、SEC コミッショナーのスピーチ、ステートメントおよび議会証言などにも如実に反映されているのである。

SEC の規制措置は、政権政党によって大きく変革するのだろうか。

共和党 (コックス委員長) と無党派 (シャピロ委員長) の違いはあるが、新たに直面する社会経済情勢からの問題への対応に加えて、大統領指名で課された SEC 委員長のミッションにこそ、規制措置のあり方が決定づけられるのかもしれない。

IFRS に関する規制措置は、アメリカの発行体に対する IFRS 適用のロードマップ案という大きな問題を抱えていたにもかかわらず、シャピロ委員長就任後は IFRS 適用問題につ

【表 2】 SEC コミッショナーが IFRS を論じたスピーチ・議会証言等

(単位：該当回数／総回数) (2012 年 3 月 23 日現在)

【パネル A】 コックス委員長在任中

SEC コミッショナー(政党) 任期	2005 年		2006 年		2007 年		2008 年	
	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言
Christopher Cox (共) 2005 年 8 月 3 日 ～2009 年 1 月 20 日	1／16	0／0	0／41	0／8	11／54	2／10*	12／54	2／10
Paul S. Atkins (共) 2002 年 8 月 8 日 ～2008 年 8 月 1 日	2／24	0／0	4／25	0／0	12／40	1／1*	7／23	0／0
Roel C. Campos (民) 2002 年 8 月 22 日 ～2007 年 9 月 18 日	2／9	0／0	2／31	0／0	7／22	1／1*	—	—
Annette L. Nazareth (民) 2005 年 8 月 4 日 ～2008 年 1 月 31 日	0／3	0／1	2／22	0／0	3／16	1／1*	0／0	0／0
Kathleen L. Casey (共) 2006 年 7 月 17 日 ～2011 年 8 月 5 日	—	—	0／0	0／0	8／11	1／1*	3／9	0／0

【パネル B】 シャピロ委員長在任中

SEC コミッショナー(政党) 任期	2009 年		2010 年					
					SEC 声明 (2010 年 2 月 24 日) 公表日まで		SEC 声明 (2010 年 2 月 24 日) 公表以降	
	スピーチ等	議会証言			スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言
Mary L. Schapiro (独) 2009 年 1 月 27 日～現在	1／41	0／10	4／50	0／10	1／9	0／1	3／41	0／9
Kathleen L. Casey (共) 2006 年 7 月 17 日 ～2011 年 8 月 5 日	1／15	0／3	2／20	1／1	2／7	0／0	0／13	1／1
Luis A. Aguilar (民) 2008 年 7 月 31 日～現在	0／29	0／0	1／47	0／0	1／7	0／0	0／40	0／0
Troy A. Paredes (共) 2008 年 8 月 1 日～現在	1／24	0／0	1／30	0／0	1／7	0／0	0／23	0／0
Elisse B. Walter (民) 2008 年 9 月 7 日～現在	3／21	0／4	2／33	0／0	1／7	0／0	1／26	0／0

SEC コミッショナー (政党) 任期	2011 年							
			SEC スタッフペーパー (2011 年 5 月 26 日) 公表日まで		SEC スタッフペーパー (2011 年 11 月 16 日) 公表日まで		SEC スタッフペーパー (2011 年 11 月 16 日) 公表以降	
	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言	スピーチ等	議会証言
Mary L. Schapiro (独) 2009 年 1 月 27 日～現在	1/45	1/18	1/23	0/11	0/20	1/5	0/2	0/2
Kathleen L. Casey (共) 2006 年 7 月 17 日 ～2011 年 8 月 5 日	1/21	0/0	0/16	0/0	1/5	0/0	—	—
Luis A. Aguilar (民) 2008 年 7 月 31 日～現在	0/30	0/0	0/17	0/0	0/12	0/0	0/1	0/0
Troy A. Paredes (共) 2008 年 8 月 1 日～現在	1/30	0/0	0/18	0/0	1/11	0/0	0/1	0/0
Elisse B. Walter (民) 2008 年 9 月 7 日～現在	0/17	0/0	0/8	0/0	0/7	0/0	0/2	0/0
Daniel M. Gallagher (共) 2011 年 11 月 7 日～現在	0/2	0/0	—	—	0/0	0/0	0/2	0/0

SEC コミッショナー (政党) 任期	2012 年 1 月以降	
	スピーチ等	議会証言
Mary L. Schapiro (独) 2009 年 1 月 27 日～現在	0/3	1/2
Luis A. Aguilar (民) 2008 年 7 月 31 日～現在	0/4	0/0
Troy A. Paredes (共) 2008 年 8 月 1 日～現在	0/1	0/0
Elisse B. Walter (民) 2008 年 9 月 7 日～現在	0/1	1/1
Daniel M. Gallagher (共) 2011 年 11 月 7 日～現在	0/6	0/0

注 (1) : * SEC 委員長を含む 5 名の SEC コミッショナーによる議会証言が、下院金融サービス委員会の公聴会 (2007 年 6 月 26 日) で行なわれており、各コミッショナーの証言として扱っている。

注 (2) : コックス委員長在任中に、SEC スタッフのヒューイト (Conrad W. Hewitt) が 2007 年に 1 回 (1/1)、また ホワイト (John W. White) が 2007 年に 2 回 (1/2)、2008 年に 1 回 (1/1) 議会証言を行なっている。

出所 : SEC のウェブサイトにおける Speeches and Public Statements および SEC Congressional Testimony の内容をもとに作成。

いては徹底して沈黙が守られた。その沈黙を破ったのは、ウォルター（Elisse B. Walter）SEC コミッショナーである（Walter [2009]）。その後は、ウォルターのスピーチによる事前予告的な役割の発言を受けて、シャピロ委員長が IFRS 問題を口にする構図にある。もとより、IFRS に対する沈黙は、2008 年のリーマン・ショックに端を発した金融危機への規制措置化の課題が山積していたことによると理解する方が正しいのかもしれない。

IV SEC シャピロ委員長の IFRS に対する姿勢とその原点

シャピロ委員長は IFRS 適用問題について多くを語らないが、その数少ない発言から IFRS 適用のあり方に対する姿勢を読み取ることができるかもしれない。

とくに、SEC 委員長就任に際しての上院議会銀行住宅都市問題委員会（Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs）の公聴会（2009 年 1 月 15 日）⁽⁶⁾、委員長就任後まったく触れることのなかった IFRS 適用問題について、委員長として沈黙を破った証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会のカンファレンス（2009 年 10 月 8 日）⁽⁷⁾、ブルームバーグ（Bloomberg）ラジオでのレビット（Arthur Levitt）SEC 元委員長とのインタビュー（2012 年 1 月 5 日）⁽⁸⁾、SEC による前年度の活動総括と新年度の取組み方針や優先事項を示す法律実務協会の SEC カンファレンス（Practicing Law Institute's SEC Speaks）（2012 年 2 月 24 日）⁽⁹⁾ などでの見解は、シャピロ委員長の IFRS 適用問題に対する姿勢が鮮明に浮かび上がる。これらを要するに、シャピロ委員長の見解にみられる IFRS 適用問題に対する指摘事項は、①IASB

の独立性、②IFRS の基準としての品質と効力、③基準設定プロセスを監視する能力、④プロセスでみられる厳格さおよび⑤アメリカの市場と投資家にとって正しいことなどに集約できる。

とはいえ、これらの指摘事項は、SEC にとって何ら真新しい発言ないし姿勢ではない。これまでの SEC の規制措置やその対応などを紐解けば、IFRS や国際会計基準（IAS）に対する SEC の姿勢や方針の原点は、たとえば 2000 年 2 月 16 日の IAS のコンセプト・リリース（SEC [2000]）に辿り着く。

このコンセプト・リリースでは、会計基準の 2 つの基本属性が示された。

- ①会計基準は、投資家保護と資本形成の促進という SEC のミッションを支えるほどの高品質なものでなければならないこと
- ②会計基準は、独立した会計基準設定主体が設定し、それを厳格に、しかも一貫して解釈して通用することを保証するインフラで支えられなければならないこと

また、第 2 の基本属性にある保証に要請されるインフラ要素には、①（第 1 の基本属性をも形成する）高品質な会計基準、②高品質な監査基準、③世界的規模で効果的な品質管理を備えた監査法人、④プロフェッショナル全体の品質保証および⑤規制による積極的な監視があるとしており、SEC がアメリカの投資家保護をミッションとすることも考え合わせると、IFRS ないし IAS を具体的対象とした場合に、これらがシャピロ委員長の指摘事項の原型として捉えられるのである。

さらに、このコンセプト・リリースのもとの会計基準の基本属性などは、当時の IAS の容認問題についてアメリカ議会からの要請でまとめた 1997 年 10 月の SEC の報告書（SEC [1997]）ですでに指摘されてきた。

それは、IAS の使用にかかわる判断基準、すなわち「鍵となる 3 要素」に集約されるものである。

- ①包括的（網羅的）で一般に認められた会計基準を構成すること（包括性（網羅性））
- ②高品質であること（高品質）
- ③厳格な解釈と適用が行なわれ得ること（厳格な解釈と適用）

SEC が会計基準を受け入れるための判断基準が、今日の IFRS に限らず、IAS の容認について問われたときから連綿として語り継がれ、アメリカ投資家保護のミッションのもとで不変であることが、シャピロ委員長によっても共通認識として堅持されているのである。

むすび

本稿は、国際会計研究学会第 2 回西日本部会統一論題報告に際し、テーマである「IFRS の苦悩と挑戦」を「日本における IFRS 強制適用に向けた苦悩と挑戦」として捉え、統一論題報告日（2012 年 3 月 24 日）までの、日本とアメリカの IFRS 強制適用問題ないし IFRS 組入れの取組みとその関係について整理し、検討したものである。

IFRS 強制適用の是非の判断に向けた審議は、金融庁・企業会計審議会による「今後の議論・検討の進め方（案）」（2011 年 8 月 25 日）に沿って、体系的な道筋を示しながら、議論・検討が行なわれるとされた。そこに示された検討が必要と考えられる主要な 11 項目は、SEC スタッフの作業計画に倣った「日本版作業計画」ないし「日本版ワークプラン」と呼称されてもいる。そうだとすれば、この日本版作業計画の取組みはお粗末すぎる。

政治主導の名のもとで、2011 年 6 月 30 日からの定期的な企業会計審議会総会・企画

調整部会合同会議での審議やそれを踏まえた金融庁による規制措置に向けた対応は、SEC スタッフの作業計画にかかわる一連の対応とはまったく似て非なるものである。「今後の議論・検討の進め方（案）」に列举された 11 項目についての企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議での審議と、併せて金融庁が独自に取り組むべき諸課題に対する成果は、事実上、なにもない。検討を要する 11 項目の審議結果は、その後、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（2012 年 7 月 2 日。中間的論点整理（案）は 2012 年 6 月 14 日）として公表したかもしれないが、あいにくこの中間的論点整理は、この間の合同会議における委員の代表的な発言や考えを集約しただけに過ぎない。

SEC スタッフの一連の作業計画の成果や最終報告書は、SEC コミッショナーによる IFRS 強制適用ないし IFRS 組入れの是非の判断に資する材料となる。同様に、中間報告での IFRS 適用に向けた諸課題や将来的な強制適用の判断の要素をはじめ、「今後の議論・検討の進め方（案）」に列举された 11 項目の検討結果も、日本における IFRS 強制適用の是非の判断に資するものとなるはずである。中間報告の再審議以降も、課題は決断できずに先送りする、混乱したままの残像しかない。

たとえば、SEC スタッフペーパーの 1 つに、実務における IFRS について分析した SEC Division of Corporation Finance and Office of the Chief Accountant [2011] がある。この SEC スタッフペーパーは、2009 年度のフォーチュン・グローバル（Fortune Global）500 社から 22 カ国、36 業種の 183 社を選定して、IFRS 強制適用ないし IFRS 組入れに伴う最大の懸案である財務諸表の透

明性や比較可能性などについて分析している。作業計画の検討項目として必ずしも相互に対応するものではないかもしれないが、日本の「任意適用の検証」（検討を要する 11 項目の 1 つ）は、IFRS の任意適用企業（日本たばこ産業）による事例紹介だけにとどまった。SEC スタッフペーパーの分析規模に相当しない検討課題でさえ、金融庁による検討結果がなにもみられない。

カッコウやホトトギスが托卵する理由は、恒温動物ではなく変温動物であるため、抱卵そのものに問題があるからである。また、托卵過程には、托卵される前に托卵相手（宿主）からの攻撃による防衛行動や、卵を区別して巢外に捨てたり、巢を放棄して再営巣する托卵回避行動がある。

このような生物学上の托卵からの学習効果を活かすためにも、対米追随や対米協調に日本の運命を委ね、ことさら会計基準や IFRS 導入を巡る国際政治への参加を避けることなく、険しい自主規制に立ち向かわなければならない。政治主導と官僚主導のいずれであれ、規制当局が有する能力の高さは言うに及ばず、その果たすべき役割は不変かつ重要なはずである。

注

- (1) 「とりあえず 12 年をめどにということで、絶対 12 年中に何でもかんでも決めないといけないう趣旨ではないと理解していますので、その辺も審議会のご議論の進み方次第ということになるかと思います」（企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録（2011 年 12 月 22 日））。
- (2) もっとも、それは自見庄三郎金融担当内閣府特命担当大臣（金融担当）・郵政民営化担当大臣（当時）による「政治主導」の名のもとでの IFRS 適用の検討が展開されており（自見 [2011]）、従来の「官僚主導」としての規制当局の対応は、沈黙を保つ、または鳴りをひそめているのかもしれない。

- (3) 2009 年 1 月 22 日に、上院議会はシャピロの SEC 委員長就任を承認したが、その承認は SEC 委員長には 2009 年 6 月から就任するというものであった。承認手続き上の誤りのため、上院議会は改めて承認投票を行ない、1 月 27 日の宣誓によって第 29 代 SEC 委員長に就任した。1 月 20 日のコックス前委員長の退任以降、この宣誓までの間は、SEC コミッショナーのウォルター（Elisse B. Walter）が委員長代理を務めた。
- (4) 2008 年に行なったスピーチでは IFRS を採り上げていない（0 回／1 回）。
- (5) 他の SEC スタッフと比べると、ドノヒュー（Andrew J. Donohue）は 2009 年と 2010 年にスピーチ等の回数が多いが、投資運用局長（Director, Division of Investment Management）としてのスピーチであり、そのほとんどが IFRS 強制適用問題にかかわるものではない。
- (6) 「私は SEC が公表し、コメント期限がすでに過ぎたロードマップに関心がある。IFRS という基準にいくつかの関心がある。IFRS はアメリカの基準ほど詳細には規定されていない。解釈できる余地が多分にある。たとえ導入されたとしても、IFRS の適用と承認のあり方について世界中で一貫したものはなっていないと確信している。U.S. GAAP から IFRS への変更には莫大なコストを要することになり、アメリカ企業はその変更には各社 3,000 万米ドルほどのコストになるとの見積りがある。この種のコストをアメリカ産業界に課すべきかどうかについては、われわれは慎重に検討しなければならない時期に来ていると思われる。おそらく私の最大の関心事は、IASB の独立性、基準設定プロセスを監視する能力と、今日そのプロセスでみられる厳格さについてである。そのため、私は大きく深呼吸をして、この領域全体について改めて入念に検討することを、またコメント期限の過ぎた現行のロードマップ案に必ずしも縛られないということを皆さんにお伝えしたい」（United States Senate [2009]）。
- (7) 「SEC は、アメリカでの国際基準の役割に関する昨年のロードマップ案について受け取ったコメントを検討し、欠くことができない取り組むべき諸課題があることを理解している。ロードマップで提案された諸概念について、さらに詳しく述べる〔SEC スタッフの：引用者〕作業計画を引き続き行なうために、今年の秋に時間を充てるつもりである」（Schapiro

[2009])。

- (8) アメリカの会計実務と統一システムである IFRS との統合は、「向こう数ヵ月以内に」決まらなうだろう。「IFRS をアメリカの報告制度に組み込むかどうかの最終決定を行なう前に、越えなければならないハードルがある」。その問題点には、IASB の独立性と「基準の品質と効力」が含まれている (Bloomberg [2012])。
- (9) 「誰かに同行することに重圧は感じない。」「アメリカの市場とアメリカの投資家にとって正しいことを行なうのに重圧を感じている」(Schapiro [2012])。

参考文献

- Bloomberg [2012], “SEC’s Schapiro Tells Arthur Levitt Her Regrets,” *Bloomberg*, January 5, 2012.
- 自見庄三郎 [2011] 「IFRS 適用に関する検討について」, 2011 年 6 月 21 日。
- 金融庁・企業会計審議会 [2009] 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」, 2009 年 6 月 30 日。
- 金融庁・企業会計審議会 [2011] 「今後の議論・検討の進め方 (案)」, 2011 年 8 月 25 日。
- Kroeker, J. L. [2011], Remarks before the 2011 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, December 5, 2011.
- Schapiro, M. L. [2009], Speech by SEC Chairman: Remarks at IOSCO Technical Committee Conference, October 8, 2009.
- Schapiro, M. L. [2012], Speech by SEC Chairman: Remarks at the Practising Law Institute’s SEC Speaks, February 24, 2012.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [1997], Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets, Pursuant to Section 509(5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996, October 1997.
- SEC [2000], Release Nos. 33-7801, 34-42430; International Series No. 1215, SEC Concept Release: International Accounting Standards, *SEC Docket*, Vol. 71 No. 15, February 16, 2000.
- SEC [2007a], Securities Act of 1933 Release Nos. 33-8818; 34-55998; International Series Release No. 1302; File No. S7-13-07, Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 132, July 11, 2007.
- SEC [2007b], Securities Act of 1933 Release Nos. 33-8831; 34-56217; IC-27924; File No. S7-20-07, Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 156, August 14, 2007.
- SEC [2008a], Release Nos. 33-8879; 34-57026; International Series Release No. 1306; File No. S7-13-07, Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP; Final Rule, *Federal Register*, Vol. 73 No. 3, January 4, 2008.
- SEC [2008b], Release Nos. 33-8982; 34-58960; File No. S7-27-08, Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 73 No. 226, November 21, 2008.
- SEC [2010], Release Nos. 33-9109; 34-61578, Commission Statement in Support on Convergence and Global Accounting Standards, Appendix: Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers, February 24, 2010.
- SEC Division of Corporation Finance and Office of the Chief Accountant [2011], A Securities and Exchange Commission Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: An Analysis of IFRS in Practice, November 16, 2011.
- SEC Office of the Chief Accountant and Division of Corporation Finance [2010], Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Progress Report, October 29, 2010.
- SEC Office of the Chief Accountant [2011a], A Securities and Exchange Commission Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System

for U.S. Issuers: Exploring a Possible Method of Incorporation, May 26, 2011.

SEC Office of the Chief Accountant [2011b], A Securities and Exchange Commission Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: A Comparison of U.S. GAAP and IFRS, November 16, 2011.

杉本徳栄 [2009] 『アメリカ SEC の会計政策—高品質で国際的に認められた会計基準の構築に向けて—』中央経済社。

杉本徳栄 [2012] 「政治主導と政策史実としての国際財務報告基準 (IFRS) 導入」『会計・監査ジャーナル』第 24 巻第 1 号 (第 678 号), 73-80 頁。

United States Senate [2009], Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, Nomination Hearing, January 15, 2009.

Walter, E. B. [2009], Speech by SEC Commissioner: “SEC Rulemaking — ‘Advancing the Law’ to Protect Investors,” 48th Annual Corporate Counsel Institute, Northwestern University School of Law. October 2, 2009.

【付記】

統一論題報告および本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成金（基盤研究(C)））課題番号：23530610 および 2011 年度関西学院大学個人特別研究費 A による研究成果の一部である。